

財団法人長野県林業労働財団寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人長野県林業労働財団（以下「本財団」という。）という。

(事務所)

第2条 本財団の事務所は、長野市大字中御所字岡田30番地16に置く。

(目的)

第3条 本財団は、長野県内にある市町村、財産区及び林業事業体に所属する林業従事者（以下「林業従事者」という。）の育成・確保及び福祉の向上に関する事業を実施し、もって林業の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 林業従事者の育成・確保に関する事業
- (2) 林業従事者の福祉の向上に関する事業
- (3) 林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターに関する業務
- (4) その他前条の目的を達成するため必要と認める事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本財団の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載の財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 本財団の資産は、これを基本財産及び運用財産の2種に分ける。

2 基本財産は、次の各号による。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 本財団の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは理事会総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 本財団の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 資産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換えて、保管するものとする。

(経費の支弁)

第9条 本財団の行う事業の運営に要する経費は、運用財産をもって支弁するものとする。

(事業計画及び予算)

第10条 本財団の毎年度の事業計画及びこれに伴う収支予算は、年度開始前に理事会の承認を経、かつ、長野県知事の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経、かつ、長野県知事の承認を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(決算)

第12条 本財団の収支決算は、年度終了後60日以内に、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 収支計算書
- (5) 事業報告書

(長期借入金)

第13条 本財団が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の承認を得なければならない。

(特別会計)

第14条 本財団は、収益事業を行うため又はその他の理由により必要があるときは、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第15条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員の種類別)

第16条 本財団に次の役員を置く。

- 理事 8人以上15人以内
監事 3人

- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない

(理事の選任)

第17条 理事は、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 長野県林務部長の職にある者
- (2) 長野県の職員で長野県林務部長が指定する職にある者 1人以上2人以内
- (3) 長野県市長会長が推薦した者 1人以上2人以内
- (4) 長野県町村会長が推薦した者 2人以上3人以内
- (5) 長野県森林組合連合会長が推薦した者 1人以上2人以内
- (6) 長野県木材協同組合連合会理事長が推薦した者 1人以上2人以内
- (7) 長野県知事が推薦した学識経験者 2人以内

- 2 理事長及び副理事長は、前項第1号及び第3号から第7号までに掲げる理事のうちから、当該理事の互選により選出する。
- 3 理事は第1項に定める選任の要件を欠くに至ったときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第18条 監事は、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 長野県副出納長の職にある者
- (2) 長野県市長会長及び長野県町村会長が協議して推薦した者 1人
- (3) 長野県森林組合連合会長及び長野県木材協同組合連合会理事長が協議して推薦した者 1人

- 2 前条第3項の規定は、監事について準用する。

(役員を選任に係る知事の承認)

第19条 第17条第1項(第7号に係る部分を除く。)又は、前条第1項の規程により役員を選任したときは、長野県知事の承認を得なければならない。

(役員職務)

第20条 理事は、理事会を組織し、本財団の業務の執行を決定する。

2 理事長は、本財団を統轄し、本財団を代表する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第21条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任又は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第22条 役員が、本財団の名誉を傷つけ、又は、本財団の目的に反する行動があったときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意によりこれを解任することができる。この場合においては、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第23条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 規則その他の諸規程の制定及び改廃

(2) その他この本財団の運営に関する重要な事項

(招集)

第25条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上又は監事から理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、少なくとも期日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(定足数)

第26条 理事会は、理事の過半数が出席しなければこれを開会することができない。ただし、再度招集したときは、この限りでない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第28条 理事会の議決は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第26条及び第28条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面をもって賛否を求め、理事会に代えることができる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 理事の現在員数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過及び発言者の発言要旨

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから2人以上の理事が記名押印しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第31条 本財団の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、必要な職員若干人を置く。
- 3 職員は理事長が任免する。
- 4 職員は、理事長の定めた職務に従事する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 寄附行為は、理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、これを変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得たとき解散する。

2 解散後の残余財産は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、長野県、長野県内の市町村、長野県森林組合連合会及び長野県木材協同組合連合会又はこの本財団と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第7章 雑則

(委任)

第34条 寄附行為の施行についてこの寄附行為に定めるものの外必要な事項は、理事長が定める。

第8章 補則

(施行)

第35条 寄附行為は、長野県知事の設立の認可があった日から施行する。

(設立当初の役員)

第36条 退職金財団の設立当初の役員は、別紙のとおりとし、当該役員の任期は、昭和49年3月31日までとする。

(設立当初の会計年度)

第37条 退職金財団の設立当初の会計年度は、設立許可のあった日から昭和49年3月31日までとする。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

第38条 退職金財団の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立者の定めるところによる。

付 則

(寄附行為の変更)

この寄附行為の一部は平成8年9月26日付で変更する。

(寄附行為の変更)

この寄附行為の一部は平成10年5月26日付で変更する。

(寄附行為の変更)

この寄附行為の一部は平成11年5月26日付で変更する。

(寄附行為の変更)

この寄附行為の一部は平成12年6月27日付で変更する。

(寄附行為の変更)

この寄附行為の一部は平成16年6月24日付で変更する。